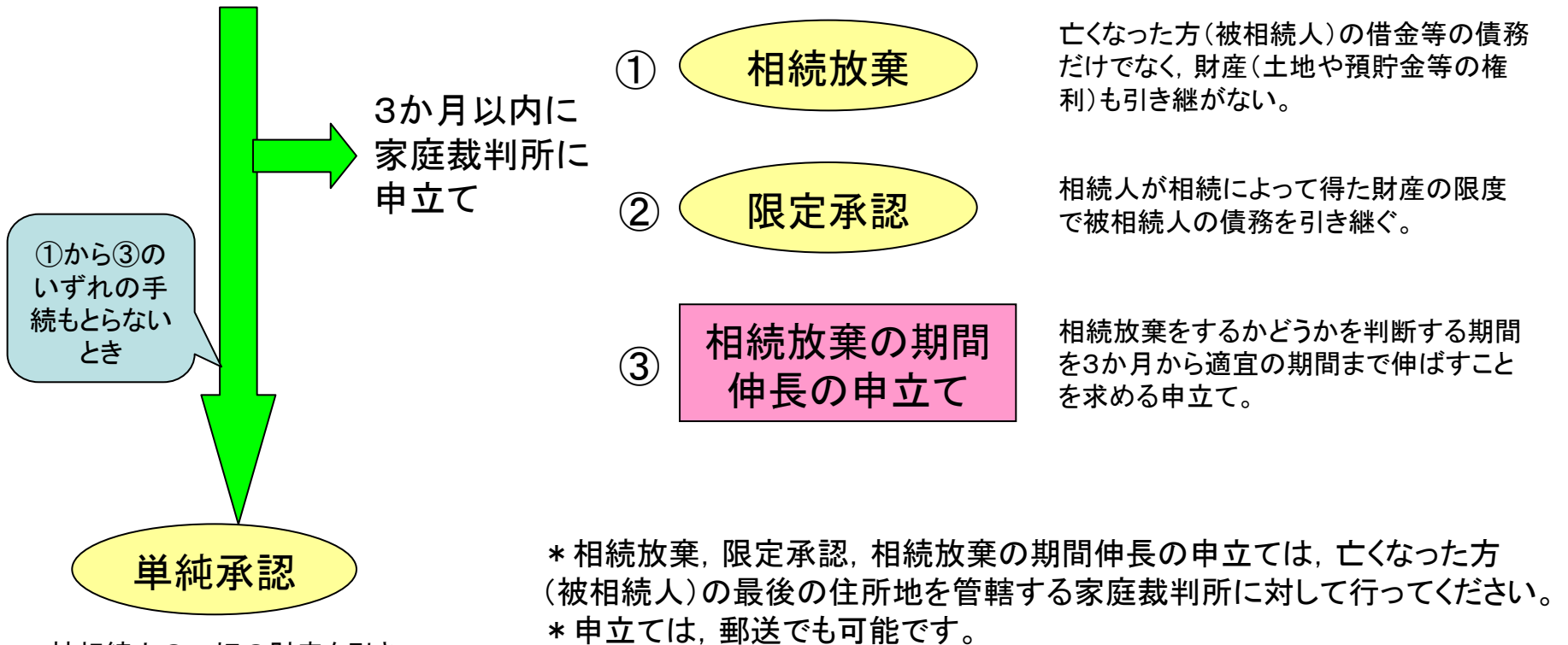


相続放棄を考えている方へ(相続放棄等の申立期限が迫っている方がいます)

「自己のために相続の開始があったことを知ったとき」から3か月以内に①相続放棄又は②限定承認の手続きをとらないと、被相続人の一切の財産(債務を含む)を引き継ぐ(単純承認)ことになります。

「自己のために相続の開始があったことを知ったとき」



被相続人の一切の財産を引き継ぐ。
すなわち、被相続人の土地や預貯金などの財産だけでなく、借金等の債務も引き継ぐ。

* 相続について、もっと知りたい方は、法テラス・サポートダイヤルへ
0570-078374 (PHS/IP電話からは03-6745-5600)
* 申立て等の裁判所の手続きについて知りたい方は、最寄りの家庭裁判所の家事手続案内へ